

## V 生活保護課の業務概要

生活保護課では、生活保護法に関する事務、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付及び生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給事務を実施している。

### 1 生活保護

#### (1) 生活保護制度

生活保護制度は、憲法第 25 条に規定する理念に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し困窮の程度に応じ、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的としている。

保護は、資産や働く能力などのすべてを活用しても、なおかつ生活できない場合に行われ、その困窮の程度に応じて保護費が支給される。

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の 8 種類の扶助に分かれており、保護を受ける世帯の状況に応じて必要な扶助が適用される。

当センターは、山武郡管内の九十九里町、横芝光町、芝山町について、生活保護の実施機関として、業務を行っている。

#### (2) 管内の保護動向

##### ア 被保護世帯・人員・保護率

被保護世帯数は、令和 3 年度から令和 4 年度にかけて横ばいに推移した後、令和 5 年度に増加している。被保護人員数は、令和 4 年度に減少した後、令和 5 年度に増加している。保護率については、令和 3 年度から令和 4 年度にかけて横ばいで推移した後、令和 5 年度に増加している。

表 1 - (2) - ア 過去 3 年間の被保護世帯・人員・保護率の推移

年 度	管内人口 人	被保護世帯数 世帯	被保護人員 人	保護率 ‰(パーミル)
令和 3 年度	43,042	451	543	12.6
令和 4 年度	42,214	451	534	12.6
令和 5 年度	41,531	475	559	13.5
伸び率 (5/4)%	98	105	105	107

※ 1 管内人口は各年 10 月 1 日現在の毎月常住人口調査

※ 2 被保護世帯数、被保護人員は被保護者調査による年度平均値（停止世帯、人員を含む）

イ 被保護世帯の類型

令和5年度平均の被保護世帯の類型別構成比は、高齢世帯66.6%（315世帯）、傷病・障害者世帯21.1%（100世帯）、母子世帯1.3%（6世帯）、その他世帯11.0%（52世帯）となっており、高齢者世帯が被保護世帯の過半数を占めている状態である。

なお、単身世帯の構成比は85.2%と大半を占めている。

表1-(2)-イ 被保護世帯類型の年度別推移

年 度		3年度	4年度	5年度	伸び率 (5/4)	
合 計	世帯(世帯)	451	451	473	105	
単身世帯	高齢者	世帯(世帯)	261	264	283	107
		割合(%)	57.9	58.6	59.8	-
	傷病・障害	世帯(世帯)	83	84	86	102
		割合(%)	18.4	18.6	18.2	-
	その他	世帯(世帯)	30	33	34	103
		割合(%)	6.6	7.3	7.2	-
小 計	世帯(世帯)	374	381	403	106	
	割合(%)	82.9	84.5	85.2	-	
2人以上の世帯	高齢者	世帯(世帯)	34	34	32	94
		割合(%)	7.5	7.5	6.8	-
	母 子	世帯(世帯)	7	5	6	120
		割合(%)	1.6	1.1	1.3	-
	傷病・障害	世帯(世帯)	14	13	14	108
		割合(%)	3.1	2.9	3.0	-
	その他	世帯(世帯)	22	18	18	100
		割合(%)	4.9	4.0	3.8	-
	小 計	世帯(世帯)	77	70	70	100
		割合(%)	17.1	15.5	14.8	-

※1 被保護者調査による年度平均値（停止世帯を除く）

ウ 保護開始及び廃止の状況

保護の申請件数及び開始件数は、近年増加傾向となっている。一方、保護廃止件数については、令和4年度に減少した後、令和5年度に増加している。

表1-(2)-ウ 保護の開始・廃止等の年度別推移

区 分	年 度 別 推 移		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
面接・相談件数(件)	98	111	133
申請件数(件)	73	89	117
開始件数(件)	65	73	93
廃止件数(件)	74	58	76

(3) 実施体制及び訪問活動

令和5年度の実施体制は、査察指導員1人、現業員8人の9人体制である。被保護世帯数458世帯に対し、延べ851日、3,060件の訪問を行った。

現業員一人あたりの月間実績は、訪問日数9.1日、訪問件数32.6件である。

表1-(3) 福祉事務所の実施体制及び訪問活動の状況

年 度	被保護世帯数 (実数) 4.1 現在 世帯	実施体制(4月1日現在)					訪問活動の状況					
		査察指導員		現業員			訪問 延件数		訪問 延日 数	過地区 一担 年当 員 の延 C 人	地区担当員 1人当 たりの 月間 訪問 実績	
		標準 数	現 員	標準 数	現 員						A 訪問 件数 /C 件	B 訪問 日数 /C 日
					専任 面接 員	地区 担当 員	計 画 件	実 績 A 件	実 績 B 日			
3 年 度	451	1	1	7	0	8	1,988	2,269	627	96	23.6	6.5
4 年 度	441	1	1	7	0	8	1,932	3,236	807	96	33.7	8.4
5 年 度	458	1	1	7	0	8	2,031	3,060	851	94	32.6	9.1

(4) 生活保護費の支出状況

令和5年度の生活保護費全体の支出額は、383,300,595円であり、令和4年度(373,743,811円)と比較すると9,556,784円増加した。

内訳としては、施設事務費が3,698,247円、委託事務費が86,880円減少した。一方で、生活扶助費が1,124,674円、住宅扶助費が10,751,257円、教育扶助費が305,418円、介護扶助費が110,028円、医療扶助費が380,487円、生業扶助費が223,383円、葬祭扶助費が386,612円、就労自立給付金が60,052円増加した。

表1-(4) 令和5年度生活保護費の支出状況

区 分	支 出 額 円	構 成 比 %	扶助費の主な内容
生活扶助費	250,856,536	65.45	衣食その他日常生活費
住宅扶助費	107,017,894	27.92	家賃・地代・住宅補修費
教育扶助費	1,448,795	0.38	学用品・教材費・給食費
介護扶助費	181,918	0.05	介護費・福祉用具費
医療扶助費	6,003,686	1.57	検診料・移送費等
出産扶助費	0	0.00	分娩料・衛生材料費
生業扶助費	611,136	0.16	生業資金・技能習得費
葬祭扶助費	3,032,071	0.79	葬祭費・検案料・火葬費用
小 計	369,152,036	96.31	
就労自立給付金	285,427	0.07	就労自立者に対する給付金
進学準備給付金	0	0.00	大学等進学準備のための給付金
施設事務費	13,680,282	3.57	救護施設事務費
委託事務費	182,850	0.05	
合 計	383,300,595	100.00	

## 2 中国残留邦人等に対する支援給付

### (1) 支援給付制度

支援給付制度は、中国残留邦人等本人とその特定配偶者の生活の安定を目的とし、平成 20 年 4 月 1 日から法律に基づき開始された制度で、老齢基礎年金を受給してもなおかつ生活の安定が図れない場合に支給されるものである。

支援給付の仕組みは、基本的には生活保護法の取扱いを準用するが、一部については中国残留邦人等の特別な事情に配慮して生活保護法とは異なる取扱いがなされている。

### (2) 管内の給付状況

#### ア 被給付世帯数・人員

被給付世帯及び被給付者については、過去 3 年間中国在留邦人等対象者は一人もいない。

表 2 - (2) - ア 過去 3 年間の被給付世帯・人員の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
世帯数 (世帯)	0	0	0
人 員 (人)	0	0	0

※ 1 福祉行政報告例による年度平均値

#### イ 支援給付開始及び廃止の状況

過去 3 年間中国在留邦人等対象者が一人もいないことから、支援給付開始及び廃止は双方ともない。

表 2 - (2) - イ 支援給付の開始・廃止等の年度別推移

区 分		年 度 別 推 移		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
開 始	世帯数 (世帯)	0	0	0
	人 員 (人)	0	0	0
廃 止	世帯数 (世帯)	0	0	0
	人 員 (人)	0	0	0

(3) 支援給付金の支出状況

支出状況については、中国在留邦人等の対象者が管内に一人もいないことから、令和4年度と変わらず、生活支援給付金の支出はない。

表2-(3) 令和5年度支援給付金の支出状況

区 分	支 出 額 円	構 成 比 %	扶助費の主な内容
生活支援給付	0	0	衣食その他日常生活費
住宅支援給付	0	0	家賃・地代・住宅補修費
介護支援給付	0	0	介護費・福祉用具費
医療支援給付	0	0	検診料・移送費等
出産支援給付	0	0	分娩料・衛生材料費
生業支援給付	0	0	生業資金・技能習得費
葬祭支援給付	0	0	葬祭費・検案料・火葬費用
配偶者支援金	0	0	特定配偶者に支援給付に加え支給
合 計	0	0	

3 生活困窮者住居確保給付金

(1) 給付金制度

給付金制度は、離職等により経済的に困窮した者であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方、又は喪失する恐れのある方に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住宅と就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とした制度である。

(2) 管内の給付状況

ア 給付世帯数

令和2年度に新型コロナウイルス感染症に係る支援策の一環で、広く活用されるようになった。令和3年度についても延べ17世帯に給付しており、引き続き高い水準が続いた。令和4年度以降は経済活動再開に伴い申請数が減少傾向となっている。

表3-(2)-ア 過去3年間の被給付世帯の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世帯数(世帯)	17	9	4